

青森県代行事業（市町村道）事務取扱要領

青森県県土整備部道路課

（趣旨）

第1条 この要領は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）、山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）、半島振興法（昭和60年6月14日法律第63号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日法律第19号）（以下「代行事業関係法」という。）に基づき、青森県（以下「県」という。）が行う市町村道の新設又は改築に係る事業（以下「代行事業」という。）の施行、及び代行事業を行う場合において、県が当該市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（代行事業の基本的な考え方）

第2条 代行事業は、代行事業関係法における目的のため、国土交通大臣が指定する基幹的な市町村道について、県がその新設及び改築を行うものであり、代行事業関係法の定めにより、これに要する経費については県が負担するものとする。

（基幹道路指定の通知）

第3条 青森県知事（以下「知事」という。）は、代行事業関係法による基幹道路の指定がなされ、国土交通大臣からその通知があったときは、速やかに、当該基幹道路を所管する市町村長（以下「市町村長」という。）に対し、基幹道路の指定について（様式3-1）により通知するものとする。

2 県土整備部長（以下「部長」という。）は、前項の規定による通知がなされたときには、速やかに、当該代行事業を所管する地域県民局長（以下「局長」という。）に対し、基幹道路の指定について（様式3-2）により通知するものとする。

（代行事業に関する協定）

第4条 代行事業の施行にあたり、局長は、代行事業に関する協定書（様式4）を市町村長と取り交わすものとする。

（工事の施行及び完了の報告）

第5条 局長は、代行事業に係る工事を施行しようとするときは、あらかじめ、部長に対し、工事の施行について（様式5）により報告するものとする。

- 2 前項による報告をした後に、その内容に変更を生じる場合又は廃止する場合は、あらかじめ、部長に対し、工事の内容の変更（廃止）について（様式6）により報告するものとする。
- 3 局長は、前2項により報告した工事の全部または一部が完了し、工事の完了に伴い工作物等を市町村長へ引渡ししようとする場合には、速やかに、部長に対し、工事の完了について（様式7）により報告するものとする。

（工事施行の告示）

第6条 知事は、前条第1項に基づく報告があったときは、速やかに、代行事業関係法による市町村道に関する工事の施行について（様式1-1～1-4）により、路線名、工事区間、工事の種類及び工事開始の日を告示するものとする。

（工事施行の通知）

- 第7条 知事は、前条に基づく告示をしたときは、速やかに、市町村長に対し、代行事業に係る工事の施行について（様式8-1）により通知するものとする。
- 2 部長は、前項の規定による通知がなされたときには、速やかに、局長に対し、前条に基づく告示がされたことについて（様式8-2）により通知するものとする。

（工事完了の告示）

第8条 知事は、第6条第3項に基づく報告があったときは、速やかに、代行事業関係法による市町村道に関する工事の完了について（様式2-1～2-4）により、路線名、工事区間、工事の種類及び工事完了の日を告示するものとする。

（工事完了の通知）

- 第9条 知事は、前条に基づく告示をしたときは、速やかに、市町村長に対し、代行事業に係る工事の完了について（様式9-1）により通知するものとする。
- 2 部長は、前項の規定による通知がなされたときには、速やかに、局長に対し、代行事業に係る工事の完了について（様式9-2）により通知するものとする。

（工事完了時の工作物の引渡し）

- 第10条 知事は、前条第1項に基づく通知をしたときには、速やかに、市町村長に対し、工作物等引渡書（様式10-1）により引渡しするものとする。
- 2 前項の引渡しの際には、当該部分における道路法第24条による工事の承認及び同法第32条による道路占用の許可に係る工作物についても、これに関する書類とともに引渡しを行うものとする。
 - 3 前項に係る引渡書の交付は、局長を経由して行うものとする。

- 4 市町村長は、前項の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対し、工作物等引受書（様式10-2）を提出するものとする。
- 5 前項の引受書の提出は、局長を経由して行うものとする。

（関係書類の保管）

第11条 局長は、代行事業に係る次に掲げる書類を、全区間完了時における関係書類の引継ぎまで保管しておくものとし、会計年度ごと等の一部区間完了に伴う関係書類の引継ぎは、前条第1項の規定により引継ぐものを除き、原則として行わないものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し及び完成検査調書
- (2) 実施設計図（平面図、標準横断図、縦断図、横断図、構造図等）
- (3) 用地買収等契約書及び登記済証
- (4) 用地平面図、公図等の写し
- (5) 損失補償に関する書類
- (6) 道路法第24条による工事の承認及び同法第32条による道路占用の許可に関する書類（図面、不法占用等の処理経過に関する書類を含む）
- (7) その他参考となる資料

（工作物の引渡しに係る現地確認）

第12条 局長及び市町村長は、第10条による引渡しにあたり、現地立会いのうえ、代行事業現地完了確認書（様式11）により、引渡区間の完了の確認及び前条に基づく関係書類の引継ぎをするものとする。

（各種検査への対応）

第13条 会計実地検査、国庫補助事業等完了検査、県監査等の事業完了に伴う各種検査等は所管地域県民局において対応することとし、これらに必要となる書類の引渡しは、前条の規定にかかわらず当該検査等の終了後とする。

- 2 前条及び前項において疑義が生じた場合は、局長及び市町村長は、協議してその処理に当たるものとする。

（用地買収に係る取扱）

第14条 代行事業に係る用地の買収は、原則として工事着手前に市町村において行うものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第15条 代行事業関係法の定めるところにより、代行事業を行う場合において、県が当該市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第4条第1

- 項各号（第2号（災害復旧に関する工事の施行）を除く）に掲げるものとする。
- 2 前項に規定する県の権限は、代行業関係法の定めるところにより、第6条の規定に基づく告示における工事の開始の日から第8条の規定に基づく告示における工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第4条第1項第24号（一時使用に伴う損失補償）及び第25号（道路の新設又は改築に伴う損失補償）に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日以後においても行うことができるものとする。
 - 3 局長は、道路法施行令第4条第1項第18号（道路一体建物に関する協定）、第19号（利便施設協定の締結等）の権限を行おうとするときには、（様式12-1）により市町村長の意見を聴くものとする。
 - 4 局長は、道路法施行令第4条第1項第6号（道路の占用の許可）、第8号（国の占用の特例）の権限を行ったとき、又は、道路法施行令第4条第1項第1号（道路の区域の決定又は変更）、第26号（道路管理者等の監督処分）の権限が行われたときには、速やかに、その旨を（様式12-2）により市町村長へ通知するものとする。

附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1-1)

(豪雪地帯対策特別措置法による市(町村)道に関する工事の施行)

青森県告示第 号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により、次のとおり市(町村)道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項前段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日

名

(様式 1-2)

(山村振興法による市(町村)道に関する工事の施行)

青森県告示第 号

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十一条第一項の規定により、次のとおり市(町村)道に関する工事を行うので、山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)第四条第二項前段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏 名

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日

(様式 1-3)

(半島振興法による市(町村)道に関する工事の施行)

青森県告示第 号

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十一条第一項の規定により、次のとおり市(町村)道に関する工事を行うので、半島振興法施行令(昭和六十一年政令第二百四十三号)第二条第二項前段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏 名

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日

(様式 1-4)

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による市(町村)道に関する工事の施行)

青森県告示第 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第十六条第一項の規定により、次のとおり市(町村)道に関する工事を行うので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第三百三十七号)第八条第二項前段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

名

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日

(様式 2-1)

(豪雪地帯対策特別措置法による市(町村)道に関する工事の完了)

青森県告示第 号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により行った次の市(町村)道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項後段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日

名

(様式 2-2)

(山村振興法による市(町村)道に関する工事の完了)

青森県告示第 号

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十一条第一項の規定により行った次の市(町村)道に関する工事が完了したので、山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)第四条第二項後段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

名

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日

(様式 2-3)

(半島振興法による市(町村)道に関する工事の完了)

青森県告示第 号

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十一条第一項の規定により行った次の市(町村)道に関する工事が完了したので、半島振興法施行令(昭和六十一年政令第二百四十三号)第二条第二項後段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

名

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日

(様式 2-4)

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による市(町村)道に関する工事の完了)

青森県告示第 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第十六条第一項の規定により行った次の市(町村)道に関する工事が完了したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第三百三十七号)第八条第二項後段の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日

名

(様式3-1)

青 道 第
平 成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

青森県知事 〇〇〇〇

〇〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
基幹道路の指定について

このことについて、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

※ 国土交通大臣からの通知書の写しを添付

(様式3-2)

青 道 第
平 成 年 月 日

〇〇地域県民局長 殿
(地域整備部扱い)

県土整備部長
(公印省略)

〇〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
基幹道路の指定について

このことについて、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

※ 国土交通大臣からの通知書の写しを添付

(様式4)

代行事業に関する協定書

〇〇地域県民局長(以下「甲」という。)と〇〇市町村長(以下「乙」という。)とは、甲が施行する〇〇〇〇線の代行事業(以下「代行事業」という。)に関し、次のとおり協定を締結した。

(協定の範囲)

第1条 この協定の対象となる範囲は、別添図に表示した範囲とする。

(工事の施行)

第2条 代行事業に係る工事について、乙は、これに協力するものとする。

(用地の取得等)

第3条 代行事業に係る用地については、工事開始前に、乙において取得することを原則とする。

2 前項にかかわらず、工事着手後等において必要となった用地取得等については、甲が行うことができる。この際、用地の取得及び当該取得に係る登記等について、乙は、これに協力するものとする。

(区域決定の公示等)

第4条 代行事業に係る、道路法第18条第1項の規定に基づく道路区域の決定又は変更、また、これを公示し、関係図面を乙の事務所において一般の縦覧に供することについては、工事着手前に、乙において行うことを原則とする。

2 第3条第2項の措置等のために必要とされ、県により道路区域の決定又は変更がなされた場合には、甲は、その旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の通知があったときには、当該道路の区域の決定又は変更について公示し、関係図面を乙の事務所において一般の縦覧に供するものとする。

(供用開始の公示等)

第5条 乙は、代行事業に係る路線の全区間又は一部区間の供用を開始しようとするときは、道路法第18条第2項の規定に基づき、その旨を公示し、関係図面を乙の事務所において一般の縦覧に供するものとする。

(占用料の徴収)

第6条 代行事業区間で甲が行った道路占用許可に係る占用料については、当該区間の引渡しが行なわれる日までは、乙の条例に基づき、甲が徴収するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 〇〇地域県民局長 〇〇〇〇

乙 〇〇市町村長 〇〇〇〇

(様式5)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

県土整備部長 殿

〇〇地域県民局長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の施行について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 路線名
- 2 工事区間 自 大字 字 番 号
至 大字 字 番 号
- 3 工事の種類
- 4 工事の開始の日 平成 年 月 日
- 5 添付図書
(1) 位置図
(2) 平面図
(3) その他

- ※ 「工事区間」は、精査のうえ報告すること。
- ※ 「工事の種類」は、「道路改良」又は「橋梁整備」とする。
- ※ 「工事の開始の日」は、工事に着手する日（工期の開始日等）とする。

(様式6)

〇 〇 〇 第 号
平成 年 月 日

県土整備部長 殿

〇〇地域県民局長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の内容の変更(廃止)について

このことについて、下記のとおり変更(廃止)となりますので、報告します。

記

- 1 路線名
- 2 工事の開始の日
- 3 変更(廃止)の内容
 - (1)変更前
 - (2)変更後
- 4 変更(廃止)の理由
- 5 添付図書
 - (1)位置図
 - (2)平面図
 - (3)その他

(様式7)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

県土整備部長 殿

〇〇地域県民局長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の完了について

このことについて、下記のとおり完了したので報告します。
また、完了に伴う工作物等を〇〇市(町・村)へ引渡ししたいので、併せて報告します。

記

1 路線名

2 工事区間 自 大字 字 番号
至 大字 字 番号

3 工事の種類

4 工事の完了の日 平成 年 月 日

5 工事の完了に伴う〇〇市(町・村)への工作物等引渡し
(1) 引渡工作物
(2) 現地確認予定年月日 平成 年 月 日
(3) 引継書類名

※ 「工事の完了の日」は、完成検査に合格した日とする。

(様式8-1)

青 道 第
平 成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

青森県知事 〇〇〇〇

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の施行について

このことについて、別紙告示(平成〇〇年〇月〇日付け青森県告示第〇〇〇号)のとおり、〇〇〇線の代行事業に係る工事を開始するのでお知らせします。

(様式8-2)

青 道 第
平 成 年 月 日

〇〇地域県民局長 殿
(地域整備部扱い)

県土整備部長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の施行について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号で報告のあったこのことについて、
別添のとおり告示したのでお知らせします。
なお、〇〇市(町・村)へはこの旨通知済みです。

(様式9-1)

青 道 第
平 成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

青森県知事 〇〇〇〇

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の〔一部〕完了について

このことについて、別紙告示(平成〇〇年〇月〇日付け青森県告示第〇〇〇号)のとおり、〇〇線の代行事業に係る工事〔の一部〕が完了したのでお知らせします。

なお、これに伴う工作物等の引渡しについては、後日、〇〇地域県民局長を経由して行います。

※ 工事の一部完了に伴う引渡しの場合は、〔 〕内を記載すること。

(様式 9 - 2)

青 道 第 号
平 成 年 月 日

〇〇地域県民局長 殿
(地域整備部扱い)

県土整備部長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
代行事業に係る工事の完了について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号で報告のあったこのことについて、
別添のとおり告示したのでお知らせします。

また、完了に伴う工作物等の引渡しをすることとしましたので、別添工作物
等引渡書を貴職より交付し、現地確認、関係書類の引継ぎを行ってください。

なお、〇〇市(町・村)へはこの旨通知済みです。

(様式10-1)

青 道 第
平 成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

青森県知事 〇〇〇〇

工作物等引渡書

平成 年 月 日付け青道第 号により通知した代行事業の完了に伴う工作物等について、下記のとおり引渡しします。

現地確認、関係書類の引継ぎを〇〇地域県民局長と行き、引受後は引受書を提出願います。なお、引受書の提出は〇〇地域県民局長を経由して行ってください。

記

- 1 路線名
- 2 代行事業名
- 3 引渡工作物等
- 4 現地確認予定年月日 平成 年 月 日

(様式10-2)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

青森県知事〇〇〇〇 殿

〇〇〇市町村長 〇〇〇〇

工作物等引受書

平成 年 月 日付け青道第 号で引渡しのあった代行事業の完了に伴う工作物等について、下記のとおり引渡しを受けました。

記

- 1 路線名
- 2 代行事業名
- 3 引受工作物等
- 4 引受年月日 平成 年 月 日

(様式12-1)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

〇〇地域県民局長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
道路法上の権限の代行に対する意見の聴取について

このことについて、〇〇〇法施行令第〇〇条第〇項に基づき、下記のとおり
貴職の意見を聴きますので、ご回答願います。

記

- 1 路線名
- 2 権限の代行の内容
- 3 回答期限 平成 年 月 日
- 4 添付図書
(1) 位置図
(2) 平面図
(3) その他

(様式12-2)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 殿

〇〇地域県民局長
(公印省略)

〇〇〇法第〇〇条第〇項に基づく
道路法上の権限の代行について

このことについて、〇〇〇法施行令第〇〇条第〇項に基づき、下記のとおり
通知します。

記

- 1 路線名
- 2 権限の代行の内容
- 3 添付図書
 - (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) その他